地 上 デ ジ タ ル 放 送 Q & A

（平成23年２月改訂）

地上デジタル放送全般について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

受信・視聴について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

共聴施設による視聴について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

ケーブルテレビによる視聴について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

録画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

ワンセグ・カーナビについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

その他・・ 15

（参考）
地上デジタル放送に関するお問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

総　務　省

地上デジタル放送全般について

問１　なぜ、地上テレビ放送をデジタル化するのですか？

【多様なサービスの実現】
　地上テレビ放送のデジタル化により、今までにない多様なサービスの提供が可能となります。
　地上デジタル放送では、ハイビジョンによる高画質・高音質な番組に加え、天気予報やニュースなどの情報を常に入手できるデータ放送、字幕放送などの高齢者や障がいのある方にやさしいサービス、１週間先までの番組情報が見られる電子番組表（ＥＰＧ）等、私達の暮らしをより便利で豊かにするサービスが提供されています。
【電波の有効利用】
　また、デジタル化により電波（周波数）を効率的に利用することができます。電波は有限な資源であり、現在の日本ではこれ以上すき間のないほどに過密に使われています。デジタル化完了後は、アナログ放送時に使用していた周波数が約２/３に効率化されるため、空いた周波数を携帯電話サービスの充実、ＩＴＳ（高度道路交通システム）、災害時の移動通信システムなどに利用できることとなり、関連産業への大きな経済波及効果も期待できます。
【海外における地上デジタル放送の展開】
　さらに、2011年（平成23年）１月現在では、50以上の国と地域で地上デジタル放送が開始されており、放送メディアをデジタル化することは世界的な流れとなっています。

　こうしたことから、地上テレビ放送のデジタル化が進められているところです。

問２　デジタル化によって空いた周波数はどのような用途に利用するのですか？

　総務大臣の諮問機関である情報通信審議会の答申においては、周波数が逼迫している携帯電話等の通信サービス、安全・安心のための通信、移動体向けの新たな放送サービスに対して周波数を割り当てるとしており、具体的には現在検討が行われているところです。
　安全・安心のための通信のイメージは、例えば、見通しの悪い交差点において車と車の通信によって出会い頭の衝突事故を回避したり、救急患者の映像情報等を救急車と病院との間で通信したりといったものであり、我々の安全で安心な生活を確保してくれるものと期待されています。

問３　地上デジタル放送は現状のアナログ放送と何が違うのですか？

　映像や音声を０と１のデジタル信号に置き換えて送信することがデジタル方式です。
　デジタル方式に変わることにより、これまでのアナログ方式と比べて、ゴースト（二重像）や雑音のない映像と音声の受信が可能となります。
　また、デジタル化により、高画質・高品質なハイビジョン放送、天気予報やニュースな

どの情報を常に入手できるデータ放送、字幕放送などの高齢者や障がいのある方にやさしいサービス、１週間先までの番組情報が見られる電子番組表（ＥＰＧ）など今までにない高度で多様な放送サービスが可能となります。

問４　今のアナログ放送はいつまで見ることができますか？

2011年（平成23年）７月24日、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送のみの放送になります。アナログ放送は、７月１日から、通常放送の画面上に「アナログ放送終了まであと〇〇日！」等のスーパーを常時表示するなど特別の周知を行い、７月24日正午にブルーバックのお知らせ画面に全面移行し、同日24時までに完全停波します。

したがって、それまでに地上デジタル放送対応テレビの購入等、地上デジタル放送を視聴できる環境へ移行していただくことが必要となります。

問５　石川県で実施した「リハーサル」について教えてください。

アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするために石川県珠洲市において、アナログ放送終了の「リハーサル」を実施しました。

珠洲市では、2009年（平成21年）７月24日にアナログ放送の短時間休止（１時間）、2010年（平成22年）１月22日正午から１月24日正午までの長時間休止（48時間）の実施を経て、全国に先駆けて１年前にあたる2010年（平成22年）７月24日正午にアナログ放送を終了し、デジタル放送へ完全移行しました。

※珠洲市（約6，600世帯）　能登町の一部（約2，200世帯）

問６　海外においてもアナログ放送を停波するのですか？

既にスウェーデン、フィンランド、オランダ、スイス、ドイツ、アメリカ、デンマーク、ノルウェー、スペイン等においてはアナログ放送を停波しています。

今後も、2011年（平成23年）にはカナダ、フランスが、2012年（平成24年）にはイギリス、韓国、イタリアと、主要各国においてアナログ放送を停波する予定です。

問７　地上デジタル放送は有料ですか？

民間の地上デジタル放送は今まで通り無料放送によりサービスを提供しています。

また、ＮＨＫの受信料に関しては、現在既に契約されている方は、新たに契約を行う必要はありません。ケーブルテレビで視聴する場合は、別途利用料が必要になることがありますので、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。）

問８　2011年（平成23年）にアナログ放送を終了することはどのように決めたのですか？

2001年（平成13年）の電波法改正により、アナログ放送による周波数の使用は10年以内に停止することになりました。

これを踏まえて作成された放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）などで、その使用期限が2011年（平成23年）７月24日と規定されました。これによりアナログ放送は2011年（平成23年）７月24日までに終了することになりました。

問９　アナログ放送の終了は国が決めたのですから、受信機やアンテナにかかる費用は、国が負担するべきではありませんか？なぜ、視聴者自身が負担しなければならないのですか？

テレビ放送を受信するための受信機やアンテナについては、これまでも視聴者の方に負担いただいているところです。地上デジタル放送についても、2001年（平成13年）にアナログ放送停波のスケジュールを決定の上周知を開始しましたが、2011年（平成23年）までの間に計画的に地上デジタル放送対応の受信機への買換え等のお願い及び周知を行っているところです。

ただし、地デジ未対応で、生活保護受給世帯等のＮＨＫの放送受信料全額免除を受けられる世帯または、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援を行っています。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせください。

問10　地上デジタル放送に関する周知・広報が不十分ではありませんか？

地上テレビ放送のデジタル化を進めるにあたっては、視聴者の方々に、デジタル化の意義やスケジュールを正しくご理解いただくことが重要です。

このため、国、放送事業者、メーカー、電器店、関係団体等の関係者が協力してテレビスポットや番組、ポスター・パンフレット等の作成・配布、地域に密着した相談会等によって地上デジタル放送についての周知広報活動を進めているところです。

ＮＨＫ及び民放においては放送番組における周知広報の取組を強化しており、また、ＮＨＫは2008年（平成20年）７月から、民放は2009年（平成21年）１月からアナログ放送の画面上に「アナログ」の表示を開始しました。この取組に加えて、ＮＨＫは2010年（平成22年）３月から、民放は2010年（平成22年）７月から常時「レターボックス化」による放送を行うとともに「告知スーパー」を表示して、アナログ放送を視聴されていることとデジタル化対応の相談窓口等のお知らせを放送しています。

今後とも関係者が連携してこれらの活動を推進していきたいと考えています。

（注）レターボックス
デジタル放送の横と縦の画面サイズ比率は１６：９であり、これを４：３のアナログテレビに収めることによって発生する上下の黒い帯のこと。

問11　なぜ常時レターボックス（常時告知スーパー）を導入したのですか？

レターボックス（常時告知スーパー）の導入は、アナログ放送の終了をその視聴者に限って直接お知らせし、デジタル放送への早期移行をお願いするために必要な取組です。
特に、アナログ放送終了が近づいてくると、例えばアンテナ工事が集中して対応が間に合わなくなることも懸念されるため、お早めの対応をお願いしているものです。
放送番組の内容にできる限り支障をきたさないよう、画面上下の黒味部分に、デジタル化対応に必要な情報を字幕スーパーで流しています。ご理解とご協力をお願いします。

問12　常時レターボックス（常時告知スーパー）の導入は、いつ、誰（どこ）が決めたのですか？

2010 年（平成 22 年）４月、ＮＨＫ、民放全社（127 社）、総務省から構成される協議会（全国地上デジタル放送推進協議会）で決定されました（「アナログ放送終了計画（第３版）」）。
なお、人口が多く、他地域に比べて課題の多い関東地域については、地デジ移行を強く促す必要があることから、他地域に先駆けて 2010 年（平成 22 年）９月６日から常時告知スーパーを導入しています。（注：2010 年（平成 22 年）７月 15 日に「全国地上デジタル放送推進協議会」、「総務省関東総合通信局」等の関係５団体等が連名で報道発表。）
さらに、近畿及び中京などの民放においても、2010 年（平成 22 年）９月６日から常時告知スーパーを導入しており、全国各地で同様の取組が行われております。

受信・視聴について

問13　今のテレビは使えなくなるのですか？

現在ご使用中のアナログテレビでも、地上デジタル放送対応チューナーまたは、地上デジタルチューナー内蔵録画機を使用することにより、地上デジタル放送を視聴することが可能です。「デジアナ変換」を導入されるケーブルテレビに加入されている方については、当分の間、引き続き現在ご使用中のアナログテレビを使用できることがありますので、問39をご覧ください。
また、別途ＵＨＦアンテナが必要になる場合もありますので、詳しくは総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問14　アナログ放送終了によるテレビ以外のアナログチューナー搭載機器への影響はありますか？

テレビ以外でも、アナログチューナーのみを搭載した製品は、視聴が出来なくなります。アナログチューナー搭載機器（録画機、パソコン及びオーディオ、車載用テレビ）についてのデジタル放送移行後の対応方法などについては、電子情報技術産業協会（JEITA）のホ

ームページをご覧ください。
（URL:http://home.jeita.or.jp/ce/about/analogtuner/index.html）

問15　地上デジタル放送対応チューナーの販売価格を教えてください。

メーカー、電器店、機能によって異なります。現在の販売価格は１万円を超える機種もありますが、５千円を下回る安価なものも発売されています。
ただし、ハイビジョンやデータ放送といった機能への対応は機種によって異なりますのでそれぞれの製品カタログ等でご確認ください。

＜参考＞　５千円を下回るチューナーの販売事例（2011年（平成23年）１月31日時点）
○　ピクセラ製のチューナーをイオン系列店において4,750円で販売（一部店舗では3,980円に値下げして販売）
○　バッファロー製のチューナーをカインズホームの一部店舗において3,980円で販売

問16　受信機やアンテナを国や自治体が補助してくれることはあるのですか？

地上デジタル放送を御覧いただくための費用は、視聴者の方々御自身において御負担をいただくことが原則です。
ただし、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、政府では、2009年度（平成21年度）から、ＮＨＫの放送受信料全額免除世帯に対して支援を実施しています（以下、全額免除世帯支援という。）。具体的には、地上デジタル放送を視聴するための簡易なチューナー（以下、簡易なチューナーという。）を無償給付するほか、アンテナの改修等が必要な世帯については、アンテナの無償改修等を実施しています。共同受信施設やケーブルテレビを利用している場合には、その改修経費のうち支援を受ける世帯が負担する額の給付もしています。
また、2011年（平成23年）１月24日から、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して簡易なチューナーを無償給付する支援を実施しています（以下、非課税世帯支援という。）。
詳しくは、総務省　地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。
（全額免除世帯支援窓口：0570-033840　非課税世帯支援窓口：0570-023724）
さらに、省エネ効果の高いデジタルテレビについては、エコポイントによる購入支援を行っています（平成23年3月までに購入された製品が対象）。詳しくは、グリーン家電エコポイント事務局にお問い合わせいただくか、テレビを購入された電器店にてお問い合わせください。
自治体における支援については、新宿区や沖縄県のように独自に支援策を講じているところもあります。お住まいの自治体の窓口にお問い合わせください。

問17　地上デジタル放送を視聴するためには何が必要ですか？

地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応受信機と、ＵＨＦアンテナが必要となります。

受信機については、地上デジタル放送対応テレビに取り替えるか、又は、現在ご使用のアナログテレビに地上デジタル放送対応チューナーもしくは地上デジタルチューナー内蔵録画機を取りつける方法があります。

アンテナについては、南関東など、地域によってＵＨＦアンテナの設置・調整等が必要な場合があります。

また、ケーブルテレビに加入することにより視聴する方法もあります。ケーブルテレビでの受信方法については、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。）

問18　パソコンでも地上デジタル放送を受信できますか？

地上デジタルチューナー搭載パソコンが必要です。また、別売の地上デジタル放送対応チューナーを接続することで、受信可能となる場合があります。

別売チューナーの接続可否は、チューナーメーカーのホームページでご確認ください。アナログチューナー搭載パソコンに地上デジタル放送対応チューナーを接続する場合については、各パソコンメーカーのホームページの情報をご確認ください。受信にはＵＨＦアンテナ又はケーブルテレビへの加入が必要です。

問19　テレビの音声をラジオで聴いていますが、アナログ放送が終了しても、そのまま聴くことはできますか？

アナログ放送終了後は、そのままでは聴くことはできません。今お使いのラジオで聴いているのは、アナログ放送の音声ですので、アナログ放送終了と同時に聴くことができなくなります。

地上デジタル放送の音声は、対応したラジオ（例えばラジオの受信機能が付いたワンセグ受信機）で受信ができます。

問20　アンテナは特別なものが必要ですか？

地上デジタル放送を視聴するためにはＵＨＦアンテナが必要となります。アナログ放送を視聴するために既にＵＨＦアンテナを使用している場合は、一般的にはそのまま地上デジタル放送を視聴することが可能です。

なお、別々の方向にある複数の送信所からの地上デジタル放送を視聴する場合は、それぞれの方向に向けたＵＨＦアンテナが必要です。

ただし、ＵＨＦアンテナを使用している場合でも、新たに放送が開始される地上デジタル放送の放送周波数(チャンネル)帯域に対応していないアンテナ、ブースター等の場合には、対応したＵＨＦアンテナ、ブースター等への取り換えが必要になります。詳しくは、

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問21　アンテナの向きは今のままでよいのですか？

アンテナの向きについては、現在お住まいの地域の地上デジタル放送の送信所が、アナログ放送と同じ方向の場合は、そのままの向きで地上デジタル放送を受信できますが、送信所の方向が違う場合は、アンテナの向きを変えるか、もう一本地上デジタル放送用のＵＨＦアンテナの設置が必要となる可能性が高いです。

現在ご覧頂いているアナログ中継局に対応するデジタル中継局については、総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu1_03.html）で受信が可能と考えられる一覧を公開していますので、対応するデジタル中継局の有無を確認することもできます。

具体的にお住まいの地域でそのデジタル中継局が受信可能かどうか、アンテナの向きについては、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問22　地上デジタル放送を視聴するためにはどのくらいの費用がかかりますか？

地上デジタル放送を視聴いただくには、地上デジタル放送対応の受信機の購入が必要です。

地上デジタル放送対応の受信機には、デジタルテレビ、地上デジタル放送対応チューナー、地上デジタルチューナー内蔵録画機、ケーブルテレビ用ＳＴＢ（セットトップボックス）等があります。

受信機の価格は画面サイズ、搭載機能によって異なります。

また、場合によっては、アンテナ、ブースター（増幅器）等の交換が必要になる場合があります。詳しくは、テレビを購入された電器店、メーカー、ケーブルテレビ事業者にお問い合せください。

問23　高層建築物が原因で、テレビの映りが悪い地域に住んでいますが、地上デジタル放送になればきれいに映るようになりますか。

アナログ放送では、放送の電波が視聴者の家庭に届くまでの間に、電気的な雑音で画質や音質が劣化したり、高い建物や山等の影響による遮蔽、又は反射波による障害（画像が２重３重になって見えるゴースト障害）が生じることがありました。

これに対して、地上デジタル放送は、電気的な雑音の影響を受けにくく、ゴースト障害に強い方式を採用しているため、安定した受信が可能になります。

このため、現在ゴースト障害等でアナログ放送の受信状況(映り具合)が悪い地域でも、当該地域の地上テレビ放送局のデジタル化により良好に受信できる可能性があります。

具体的な地上デジタル放送の受信の可否については、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問24　自分の住んでいる地域では地上デジタル放送を視聴することができますか？

地上デジタル放送は、関東・中京・近畿の三大広域圏で2003年（平成15年）12月に開始され、2006年（平成18年）12月までには全国の県庁所在地で放送が開始されました。2011年（平成23年）１月現在における視聴可能世帯は、全世帯の約98%にまで拡大しています。

なお、現在視聴できる地上デジタル放送のエリアの目安については、デジタル放送推進協会のホームページでご確認いただけます（http://www.dpa.or.jp/）。具体的にお住まいの地域で視聴できるかどうかについては、お住まいの地域の放送局までお問い合わせください。

問25　地上デジタル放送対応のテレビを買ったのですが、テレビが映りません。どうすればよいのですか？

いろいろなケースが想定されます。

まず、電波を受信可能であるにもかかわらずテレビが映らないケースです。これは接続不良やアンテナ等が地上デジタル放送に対応していないことが想定されます。取扱説明書にある設定の仕方をご確認ください。

次に、電波が受信できないケースです。アナログ放送とデジタル放送では電波の特性が異なるため、デジタル放送では電波が受信できなくなることがあります。また、複数の中継局からの電波が混信して受信ができないこともあります。

さらに、共聴施設でテレビを視聴する場合には、その施設そのものを地上デジタル放送に対応させるための調整・改修等が必要となります。

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）か、テレビを購入された電器店にお問い合わせください。

問26　デジタル化は国の方針であり、地上デジタル放送を受信できない場合は、国の責任で見えるようにすべきではないですか？

アナログ放送は受信できていたが地上デジタル放送が受信できない、いわゆる「新たな難視」は、電波の特性等の違いにより発生します。また、複数の中継局からの電波が混信して受信ができないこともあります。このような難視が発生する地区において、地区毎のデジタル難視の状況、確定したものについては対策手法、対策時期等について「地上デジタル放送難視地区対策計画」又は「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」として総務省ホームページに公表しています。

「地上デジタル放送難視地区対策計画」
（URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/taisaku/index.h

tml）

「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」
（URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu_06.html）
　総務省では、難視の申告に応じて電波の実測調査を行い、難視地区の特定を継続するとともに、地元自治体のご協力を得て難視解消のための対策計画の策定を進め、難視世帯の最小化に取り組むこととしています。これらの対策に対して国は、中継局や辺地共聴施設への整備支援、また、高性能アンテナ設置やケーブルテレビ移行等の受信対策への支援を実施しております。
　2011年（平成23年）７月までには何らかの方法によって、地上デジタル放送を視聴可能な環境を整備できるよう最大限努めるとともに、なお、どうしても視聴できない残る世帯については暫定的に衛星による対策を実施することとしています。

共聴施設による視聴について

問27　現在、集合住宅（マンションやアパート等）の共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送も見られますか？

　集合住宅の共聴施設で地上デジタル放送を視聴するためには、施設のデジタル化対応が必要となる場合があります。現在、共聴施設がどのような対応状況となっているかは、施設の管理会社、オーナー、大家さんにお問い合わせください。
　（なお、施設の管理会社、オーナー、大家さんが、自らの施設が地上デジタル放送に対応しているかどうか判定できない場合は、保守管理業者、工事施工業者、又は日本ＣＡＴＶ技術協会までお問い合わせください。）

問28　現在、受信障害対策共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送になると電波障害がなくなり、個別受信ができるようになりますか？

　現在、建造物等の障害対策による共聴施設でアナログ放送を視聴している地域でも、多くの場合、各世帯で地上デジタル放送のアンテナを建て、地上デジタル放送対応テレビまたは地上デジタル放送対応チューナーを用意すれば地上デジタル放送を受信できるようになります。
　これは、地上デジタル放送は、建造物による電波の反射等の影響を受けにくく、画像が２重３重に映し出されるゴースト障害に強い方式を採用しているため、アナログ放送の電波に比べ、ビル等建造物の影響を受けることが少なくなるからです。
　ただし、地上デジタル放送でも、条件によって受信できない場合もあります。
　地上デジタル放送が個別受信可能かどうかの把握（地上デジタル放送で建造物による受信障害が解消されるか否か）は、一般的に受信障害の原因となっている建造物などの所有者または管理者に行っていただき、共聴施設のデジタル化対応方針を利用者の方とご検討

いただいています。まずは、管理者の方とご相談をお願いします。
なお、デジサポでは、ビル陰などにおける受信障害対策共聴施設が集中する都市部を中心に、地上デジタル放送の受信状況に関する調査を実施し、ホームページ（http://digisuppo.jp/index.php/wavemap/）にて公開していますので参考にしてください。

問29　受信障害対策共聴施設の所有者ですが、個別受信可能かどうかの調査は国がやってくれるのですか？

地上デジタル放送が個別受信可能かどうかの把握（地上デジタル放送で建造物による受信障害が解消されるか否か）は、一般的に受信障害の原因となっている建造物などの所有者または管理者に行っていただいております。詳しくは、保守管理業者、工事施工業者、又は日本ＣＡＴＶ技術協会へお問い合わせください。
また、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）でも受信状況に関する調査を実施しておりますので、ご相談ください。
また、デジサポでは、ビル陰などにおける受信障害対策共聴施設が集中する都市部を中心に、地上デジタル放送の受信状況に関する調査を実施し、ホームページ（http://digisuppo.jp/index.php/wavemap/）にて公開していますので参考にしてください。

問30　現在、受信障害対策共聴施設でテレビを見ていますが、施設管理者がデジタル改修に応じてくれません。どうしたら良いですか？

受信障害が残る場合、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応については、当事者間の協議により、それぞれ応分の負担により行っていただくことが基本となります。
現在の放送電波の状況のみならず、共聴施設の設置時において当事者間でどのような契約がなされていたか等、施設により様々な事情もあると思われますので、そうした点も含めて当事者間でご協議をいただくようお願いします。協定書等がある場合はそれに基づいて協議してください。
また、デジサポでは、受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応方法や費用負担等について、施設利用者と施設管理者等との間でより円滑に協議を進めたい場合などに、弁護士等による無料相談（マンションの理事会や関係者間の会合等に出張して法律的な助言を行うこともできます。）や、調停手続きを用意しています。
なお、受信障害が残る場合には、デジタル化対応費用の一部を補助する制度（問35参照）を活用いただくことができます。

問31　設置時から原因者のオーナーが変わっているのですが、誰と話したらよいでしょうか？

まずは、受信障害の原因となっている現在の建造物等の所有者又は管理者にお問い合わせください。お困りの際には、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）までお問い合わせください。

問32　現在、共聴施設（辺地共聴を除く）でテレビを見ていますが、デジタル化のための改修費用はどれくらいになりますか？

集合住宅(マンションやアパート等を含む)等の共聴施設は、放送されている電波をそのまま伝送する方式と、周波数等を変換して伝送する方式に大別できます。

改修の費用は、伝送方式、施設規模等により個々の設備で異なってきますので、具体的な改修費用については保守管理業者、工事施工業者、又は日本ＣＡＴＶ技術協会までお問い合わせください。

なお、日本ＣＡＴＶ技術協会のホームページでは改修のモデルケースを公開しておりますので参考にしてください。(地デジ相談室：http://chideji.catv.or.jp/)

問33　辺地共聴施設で地上デジタル放送を見るにはどうしたらよいですか？

辺地共聴施設の多くは、地上デジタル放送で使用するＵＨＦ帯の伝送ができない狭帯域の施設です。

そのため、地上デジタル放送を視聴するためには施設の改修が必要となりますが、その方法には大きく、

①　地上デジタル放送の周波数を既存の施設で伝送可能な帯域（ミッドバンド帯等）に変換して伝送する方法

②　施設を全面改修して広帯域化を図る方法

などがあります。

具体的な施設の改修方法については、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、又は日本ＣＡＴＶ技術協会までお問い合わせください。

問34　現在、辺地共聴施設でテレビを見ていますが、デジタル化のための改修費用はどれくらいになりますか？

地上デジタル放送の周波数をミッドバンド帯に変換して伝送する方法か、施設を全面改修して広帯域化を図る方法かといった施設の改修方法に加え、現在の受信点を変更する必要があるかによって改修費用は大きく変わります。

具体的な改修費用についてはメンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、又は日本ＣＡＴＶ技術協会までお問い合わせください。

問35　共聴施設をデジタル化する費用に関する公的補助制度はありませんか？

（辺地共聴施設）

デジタル化に際して受信点の変更等施設の改修が必要になるなど、視聴者の負担が高額になる場合があります。その改修経費の最大１／２を国庫から補助する制度があります。

また、アナログ放送は受信できていたが地上デジタル放送が受信できない、いわゆる「新たな難視」となる地域において、地上デジタル放送を視聴するために辺地共聴施設を新設

するための経費の最大２／３を国庫から補助する制度があります。
　なお、ＮＨＫが難視であるなどの条件を満たす場合には、ＮＨＫにおいて経費の一部を助成する制度があります。
　詳しくは、最寄りの総務省総合通信局又は市町村までお問い合わせください。

（受信障害対策共聴施設）
　デジタル化対応のため、受信障害対策共聴施設を改修する場合やケーブルテレビに切り替える場合に、デジタル化に要する経費の１／２の額を補助する制度があります。（ケーブルテレビに切り替える場合の補助額には条件があります。）
　また、デジタル化で新たに受信障害となる地域（条件があります。）に共聴施設を設置する場合または、ケーブルテレビに接続する場合に、デジタル化に必要な経費の２／３（ケーブルテレビ接続の場合は１／２）の額を補助する制度があります。
　申請は、受信障害対策共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。なお、国・地方公共団体等は対象外となります。）から行っていただきます。
　なお、ＮＨＫが難視であるなどの条件を満たす場合には、ＮＨＫにおいて経費の一部を助成する制度があります。
　詳細については、まずは、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

（集合住宅共聴施設）
　デジタル化対応のため、集合住宅共聴施設を改修する又はケーブルテレビに切り替えるにあたって、視聴者の負担が高額になる場合があります。このような場合、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修又は置換等に要する経費の最大１／２の額を補助する制度があります。
　申請は、集合住宅共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。なお、国・地方公共団体等は対象外となります。）から行っていただきます。
　詳細は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）にお問い合わせください。

ケーブルテレビによる視聴について

問36　ケーブルテレビでも地上デジタル放送は見られますか？

　既にほとんどのケーブルテレビにおいて地上デジタル放送の再送信を行っており、視聴は可能です。
　ケーブルテレビでは、地上デジタル放送の電波をそのまま伝送する方式と周波数（チャンネル）等を変更して伝送する方式がありますので、詳しくは、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。また、同連盟のホームページ（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）においても郵便番号等によりケーブルテレビ事業者を検索することが可能です。）

問37　ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴するための料金について教えてください。

ケーブルテレビをご利用になるには、月々の利用料金のほかに、ケーブルテレビに接続するための工事費用等が必要になります。
これらの料金については、提供されるサービスメニューや提供条件によって、それぞれのケーブルテレビ事業者ごとに異なります。
詳しくは、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。）

問38　ケーブルテレビに加入しているのですが、デジタル契約に変えたら今まで見ていたチャンネルが見られなくなったのですが、どうしてですか？

ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送を再送信する場合、放送事業者の同意を得ることが法律上義務づけられています。このため、アナログ放送では放送事業者の同意を得て再送信しているチャンネルであっても、地上デジタル放送では同意を得られない場合や同意について協議中の場合、一部のチャンネルが視聴できないことがあります。

問39　デジアナ変換について教えてください。

デジアナ変換は、ケーブルテレビ事業者において、地上デジタル放送をアナログ放送の方式に変換して再送信するサービスのことです。
デジアナ変換のサービスは、今後、アナログ放送の終了（2011年（平成23年）７月24日）までに開始（2015年（平成27年）３月末までの期間限定で提供）される予定ですが、ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を導入するためには、新たな設備投資が必要となるため、それぞれのケーブルテレビ事業者がその導入の可否を経営判断することになります。
デジアナ変換サービスの提供予定の有無、サービスの開始時期など、詳しくは、お住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者（http://asp.netmap.jp/jcta/search_pref.html）にお問い合わせください。（ケーブルテレビ事業者が分からない場合は、日本ケーブルテレビ連盟にお問い合わせください。）

録画について

問40　今のビデオデッキで地上デジタル放送を録画できますか？

基本的には、現在ご使用のビデオデッキに地上デジタル放送対応テレビや地上デジタル放送対応チューナーを接続することで録画することが可能になります。ただし、ハイビジ

ョン録画できない機種では、録画・再生される画質は標準画質になります。詳しくはビデオデッキを購入された電器店やメーカーにお問い合わせください。

問41　ハイビジョン番組をハイビジョンのまま録画するにはどうすればよいですか？

ハイビジョン画質で録画するには、ハイビジョン録画機能をもつブルーレイディスクレコーダー、ＤＶＤレコーダー、ハードディスクレコーダー、Ｄ－ＶＨＳ、地上デジタルチューナー搭載パソコン等で録画する必要があります。ただし、ＤＶＤレコーダーとハードディスクレコーダーには、ハイビジョン録画機能があるものとないものがありますので、詳しくはメーカーにお問い合わせいただくか、電器店でご相談ください。

問42　ダビング１０について教えてください。

地上デジタル放送では高画質な番組が大きな特徴のひとつですが、ダビングした高画質のＤＶＤなどが不正に出回れば、番組の制作者や出演者などの権利が著しく侵害され、良質な番組の提供に支障をきたす結果を招くおそれがあります。こうしたことを防ぐため、地上デジタル放送にはコピー制御がかけられています。

このコピー制御のルールが「ダビング１０（ダビングテン)」です。ダビング１０では、地上デジタルチューナー内蔵録画機のハードディスクに録画した番組を他の記録メディアに９回ダビングすることができますが、その後は、ムーブ（移動）だけ可能な状態となります。(10回目のダビングをしようとすると、ハードディスクに録画された元の番組は消去されます。)

なお、ブルーレイディスクやＤＶＤ等の持ち運び可能な記録媒体へ直接記録した場合については、ダビング、ムーブともできません。

ワンセグ・カーナビについて

問43　「ワンセグ」を視聴するためにはどうすればよいですか？

「ワンセグ」に対応した受信機が必要になります。アナログ放送のみを受信できる受信機では受信することはできません。詳細は携帯電話会社やメーカーへお問合せください。

問44　「ワンセグ」は携帯電話の通話可能エリアであれば見られますか？

「ワンセグ」は地上デジタル放送のサービスの一つであり、携帯電話とは異なる電波を使用していますので、携帯電話の通話エリアと「ワンセグ」の受信可能なエリアは異なります。

また、地上デジタル放送のエリア内であっても、地形や建物などにより電波がさえぎられる場所や電波の弱い場所、トンネル・地下・建物の中など電波が届かない場所では「ワンセグ」が受信できないことがあります。

問45　カーナビのテレビがアナログ放送にしか対応していないのですが、どうすれば地上デジタル放送を見られるようになりますか？

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応のカーナビへの買換えのほか、カーナビ用の地上デジタルチューナー製品をお手持ちのアナログチューナー搭載のカーナビに取り付けていただく方法もあります。

多くのカーナビのメーカーが、このような地上デジタル放送を視聴可能にするためのカーナビ用のチューナー製品を発売しており、カー用品店等で購入、取り付けができますので、販売店等へお問い合わせください。

その他

問46　アナログテレビの廃棄にかかる費用は国が負担すべきではありませんか？

アナログテレビの廃棄にかかる費用は、廃棄される方のご負担となります。

テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビを含む。）は家電リサイクル法の対象となるため、各メーカーごとに定められたリサイクル料金の支払いが必要となります（現在、小型1,785円、大型2,835円が多い）。また、収集・運搬にかかる費用として、別途実費が必要となることがあります。

ただし、エコポイント事業の実施期間中は、2010年（平成22年）12月31日までに購入したデジタルテレビが統一省エネラベル４☆以上で、あわせてテレビのリサイクルをする場合には、追加でエコポイントが付与されます。また、2011年（平成23年）１月１日以降に購入したデジタルテレビが統一省エネラベル５☆であり、買換えをしてリサイクルを行う場合にも、エコポイントが付与されます。詳しくは、グリーン家電エコポイント事務局又はテレビを購入された電器店にお問い合わせください。

なお、現在ご使用中のアナログテレビでも、地上デジタル放送対応チューナーを使用することにより、地上デジタル放送を視聴することが可能です（問13参考）。

問47　国やテレビ局の職員を名乗る人物が自宅にやってきて、「地デジ対応のためのアンテナ工事を行うので、代金を前金で支払ってほしい。」と持ちかけられました。どうすればいいでしょうか？

地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求には十分ご注意ください。

地デジ対応で行政やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず、最寄りの総務省総合通信局、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

問48　総務省では、地デジに関わる悪質商法に対しては、どのような対策を行っているのでしょうか？

地デジに関する悪質商法等による被害の防止のため、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じた注意喚起を実施しています。また、悪質商法が発生した場合は、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」に基づき、関係省庁、機関等と情報を速やかに共有し、連携して悪質商法等による被害の拡大防止に努めています。

さらに、2010年（平成22年）７月には、注意を改めて喚起するため、消費者庁と連携し、寄せられた相談のうち、典型的な事例を抽出し、各事例に対する対応例をまとめた対策マニュアルを作成・公表しました。

加えて、2011年（平成23年）１月24日から７月24日までの期間を「『地デジ詐欺ご用心！』運動」期間とし、地デジ推進に関わる事業者・団体等がそれぞれの活動分野において、悪質商法対策を重点的に行う月間等を定め、広く注意喚起等の活動に取り組んでいただきます。

その他、その活動の一環として、注意すべき悪質商法事例をもとに、地デジの基礎知識を解説する分かりやすいクイズ形式のチラシや、消費者団体との共同作成によるチラシを配布する等、種々の機会を通じて悪質商法に対する注意喚起を積極的に行っています。

（地上デジタル放送に関する悪質商法対策マニュアル：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000076340.pdf）
（これって地デジ詐欺？ウソ・ホント？：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/uso_hontou.pdf）
（地デジ詐欺にご注意ください!！：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/sagi_cyuui.pdf）

問49　「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」はどんなことをやってくれるのですか？

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）では、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

具体的には、受信施設のデジタル化対応に当たっての技術的・専門的な相談に受信方法等の助言を行うとともに、混信や難視により受信ができない等の場合には、受信状況の調査を行います。調査結果は、相談対応に反映するとともに、放送事業者等の関係機関に対して、対策の検討を要請し、受信環境の改善を促します。

また、地域の広報紙を利用した周知広報や、地域に密着した相談会の開催、テレビ受信者の皆様や共聴施設の管理者・管理会社への訪問説明等を通じて、早期のデジタル化対応の促進を図ります。

問50　「地デジ難視対策衛星放送」とは、何ですか？

地デジ難視対策衛星放送は、アナログ放送から地上デジタル放送への全面移行に当たって、テレビを視聴できないという事態を回避するため、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再送信（再放送）による放送の視聴に移行していただくものです。その対象は、アナログ放送が視聴できている方で、アナログ放送が終了する 2011 年（平成 23 年）７月 24 日までに、地上系の放送基盤によりデジタル放送を受信できない方々です。地上系の放送基盤による恒久的な対策が実施されるまでの間、それまでに視聴していたアナログ放送に相当する放送をご覧いただくことになります。また、ＮＨＫのアナログ難視聴地区についても利用の対象（ＮＨＫの放送番組のみ視聴可能）とすることとしています。

具体的には、お住まいの地域でこれまでご覧頂いていたアナログ放送の放送局に係る地上デジタル放送がどのような手段を用いても受信するすべがなくなってしまった場合に、受信できなくなった放送局の系列の東京キー局の地上放送（ＮＨＫの場合は、ＮＨＫ東京）を、ＢＳデジタル放送でご覧いただくものです。

地デジ難視対策衛星放送の利用は、暫定的難視聴対策事業の対象地区及び視聴できる放送番組等を示した「地デジ難視対策衛星放送対象リスト」（ホワイトリスト）に掲載された地区の方に限られ、一般の方はご利用できません。ホワイトリストは、2010年（平成22年）１月29日に初版が公表され、同日から本事業の利用受付を開始しております。

なお、最新のホワイトリストは、総務省ホームページ（URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/whitelist/index.html）に掲載しておりますのでご参照ください。

問51　「地デジ難視対策衛星放送」は、いつまで実施されるのですか？

2010年(平成22年)３月の開始から５年間の2015年(平成27年)３月末まで実施することとしています。

なお、地デジ難視対策衛星放送は、地上デジタル放送の難視聴地域に向けて、地上デジタル放送の恒久的な伝達手段（中継局等の無線インフラ、共聴・ケーブルテレビ等の有線インフラ）が整備されるまでの代替手段として暫定的に実施するものです。総務省としては、この期間内に放送事業者等関係者が恒久的な伝達手段を整備されるよう、デジタル難視聴対策に取り組むこととしています。

問52　ＢＳアナログ放送も終了するのですか。

ＢＳアナログ放送も地上アナログ放送と同日の2011年(平成23年)７月24日に終了します。すでに開始されているＢＳデジタル放送への移行をお早目にお願いします。

詳細につきましては、「ＢＳアナログ放送の終了に係るＱ＆Ａ」(URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/bs-analog_syuuryou/faq.html)をご参照ください。

問53　ＢＳアナログ放送とはどういうものですか。

ＢＳアナログ放送とは、ＢＳ（放送衛星）によりアナログ方式で放送されている放送のことです。現在、以下の放送が行われています。

- ＮＨＫ　ＢＳ１（ＢＳ７チャンネル）
- ＮＨＫ　ＢＳ２（ＢＳ１１チャンネル）
- ＷＯＷＯＷ（ＢＳ５チャンネル）

番組画面の右上に「アナログ」というロゴが表示されていれば、そのチャンネルはアナログ放送です。

（以上）

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

①　地上デジタル放送全般

◆ 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（地デジコールセンター）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html
電話：0570-07-0101（平日9：00～21：00、土・日・祝日9：00～18：00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：03-4334-1111

◆ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）
http://digisuppo.jp/
各地域のデジサポの連絡先は別添１のとおりです。

◆ 社団法人　デジタル放送推進協会（Dpa）
http://www.dpa.or.jp/
電話：03-5785-3400（代表）

◆ 総務省情報流通行政局（地上放送課）
http://www.soumu.go.jp/
〒100-8926　東京都千代田区霞ヶ関2-1-2　中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5111（代表）

②　地上デジタル放送視聴可能エリアのめやす・コピー制御

◆ 社団法人　デジタル放送推進協会（Dpa）
http://www.dpa.or.jp/
電話：03-5785-3400（代表）

③　共同受信施設に関する相談

◆ 総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）
http://digisuppo.jp/index.php/infocenter/donations/
国の受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設への助成金に関する問い合わせ先
電話：0570-093-724（平日9：00～18：00）

◆ 日本放送協会（NHK）
http://www.nhk.or.jp/digital/guide/watch01/index.html
NHKの受信障害対策共聴施設への助成金に関する問い合わせ先
電話：0570-014814（ナビダイヤル）（平日9:30～17:30）

◆ 社団法人　日本CATV技術協会（JCTEA）
http://www.catv.or.jp/
電話：0570-064-155（ナビダイヤル）（平日9:30～17:00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：03-5155-8837

④　デジサポ・法律家相談

◆　総務省　テレビ受信者支援センター（デジサポ）
http://digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/
各地域の「デジサポ・法律家相談」の連絡先は別添２のとおりです。

⑤　簡易なチューナーの無償給付等の支援に関する相談

◆　総務省　地デジチューナー支援実施センター
http://www.chidejishien.jp
【ＮＨＫ放送受信料全額免除世帯支援に関するお問い合わせ先】
電話：0570-033840（平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：044-969-5425
FAX：044-966-8719
【市町村民税非課税世帯支援に関するお問い合わせ先】
電話：0570-023724（平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：043-332-2525
FAX：043-302-0284
※　申込書は、両支援とも総務省　地デジチューナー支援実施センターのホームページからのお取り寄せがスムーズです。

◆　ＮＨＫ　ふれあいセンター
http://www.nhk.or.jp/jushinryo/
【ＮＨＫの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先】
電話：0570-000588（平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：050-3786-5109
FAX：045-522-3044
【ＮＨＫの放送受信契約に関するお問い合わせ先】
電話：0570-077077（平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：050-3786-5003
FAX：045-522-3044

⑥「地デジ難視対策衛星放送」に関する相談

◆　地デジ難視対策衛星放送受付センター
http://www.dpa.or.jp/safetynet/
電話：0570-08-2200（ナビダイヤル）（9：00～18：00（年中無休））
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：045-345-0522

⑦　家電エコポイント事業に関する相談

◆　グリーン家電エコポイント事務局
http://eco-points.jp/index.html
電話：0570-064-322（ナビダイヤル）（9：00～17：00（土日祝日含む））

IP電話などナビダイヤルがつながらない方は、
022-745-0500（申請に関するお問い合わせの方）
011-271-0613（ポイントに関するお問い合わせの方）

⑧　地上デジタル放送の受信設備の設置、接続、操作方法等に関する相談（有償）

◆ 家電困りごと相談センター「デジタル110番」（実施主体：全国電機商業組合連合会）
http://www.zds.or.jp/guest/digital110.html
電話：0570-010186（ナビダイヤル）

⑨　ケーブルテレビに関する相談

◆ 社団法人　日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）
http://www.catv-jcta.jp/index.php
電話：03-6228-6639（お客様相談窓口）（平日（土・日・祝を除く）9：30～17：00）

⑩　地上デジタル放送中継局開局ロードマップ

◆ 地上デジタル推進全国会議
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/datashu_03.html

⑪　テレビの出荷台数などの統計

◆ 社団法人　電子情報技術産業協会（JEITA）
http://www.jeita.or.jp/japanese/

⑫　Ｂ-ＣＡＳ

◆ 株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
Ｂ-ＣＡＳカスタマーセンター
http://www.b-cas.co.jp/
電話：0570-000250（10：00～20：00）
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：045-680-2868

⑬　ＤＶＤ録画に関する相談

◆ 社団法人　日本記録メディア工業会（JRIA）
http://www.jria.org/

⑭　ＢＳアナログ放送に関する相談

＜ＮＨＫ及びＷＯＷＯＷのお問い合わせ先＞
◆ ＮＨＫアナログ放送終了お問い合わせセンター
電話：0570-07-2011（ナビダイヤル）

IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：03-4334-1455
9：00～18：00（年中無休）

◆ ＷＯＷＯＷカスタマーセンター
電話：0120-580-807（フリーダイヤル）
電話：045-683-8080（PHS、IP電話の方）
9：00～20：00（年中無休）

＜ＢＳアナログ放送の終了、ＢＳデジタル放送に関する詳しい情報＞

◆ ＢＳデジタル放送お問い合わせセンター
電話：0570-01-2011(ナビダイヤル)
IP電話などナビダイヤルがつながらない方は：045-345-4080
平日9：00～21：00、土・日・祝日9：00～18：00

⑮ 悪質商法に関する相談

＜各地の総合通信局（総務省の各地域での出先機関）のお問い合わせ先＞

総合通信局	電話番号	管轄区域
北海道総合通信局	011-709-2311	北海道
東北総合通信局	022-221-0700	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東総合通信局	03-6238-1944	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	026-234-9992	新潟、長野
北陸総合通信局	076-233-4494	富山、石川、福井
東海総合通信局	052-971-8292	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿総合通信局	06-6942-0820	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国総合通信局	082-222-3429	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国総合通信局	089-936-5080	徳島、香川、愛媛、高知
九州総合通信局	096-326-7882	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	098-865-2307	沖縄

お近くのデジサポ（総務省 テレビ受信者支援センター）の一覧

電話番号は、以下のとおり。（受付時間：平日 9:00～21:00、土・日・祝日 9:00～18:00）

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
北海道	※１	デジサポ道央	011-351-1155
	※２	デジサポ道北	0166-30-0101
	※３	デジサポ道東	0154-99-0101
	※４	デジサポ道南	0138-38-0101
東北	青森県	デジサポ青森	017-771-1010
	岩手県	デジサポ岩手	019-903-0101
	宮城県	デジサポ宮城	022-745-1500
	秋田県	デジサポ秋田	018-803-1100
	山形県	デジサポ山形	023-606-1100
	福島県	デジサポ福島	024-505-1010
関東	茨城県	デジサポ茨城	029-307-0101
	栃木県	デジサポ栃木	028-333-3331
	群馬県	デジサポ群馬	027-202-1100
	埼玉県	デジサポ埼玉	048-610-8080
	千葉県	デジサポ千葉	043-333-7100
	東京都区部及び島部	デジサポ東京中央	03-6743-0500
	東京都多摩地区	デジサポ東京西	042-716-2525
	神奈川県	デジサポ神奈川	045-345-0110
	山梨県	デジサポ山梨	055-213-2200
信越	新潟県	デジサポ新潟	025-333-0011
	長野県	デジサポ長野	026-403-2100
北陸	富山県	デジサポ富山	076-403-0101
	石川県	デジサポ石川	076-203-0101
	福井県	デジサポ福井	0776-31-0101
東海	岐阜県	デジサポ岐阜	058-203-5400
	静岡県	デジサポ静岡	054-333-5700
	愛知県	デジサポ愛知	052-308-3930
	三重県	デジサポ三重	059-993-5511
近畿	滋賀県	デジサポ滋賀	077-503-0101
	京都府	デジサポ京都	075-330-3030
	大阪府	デジサポ大阪	06-7637-1010
	兵庫県	デジサポ兵庫	078-330-0101
	奈良県	デジサポ奈良	0742-90-2222
	和歌山県	デジサポ和歌山	073-403-4141
中国	鳥取県	デジサポ鳥取	0857-33-4800
	島根県	デジサポ島根	0852-35-5411
	岡山県	デジサポ岡山	086-899-6060

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
	広島県	デジサポ広島	082-553-0101
	山口県	デジサポ山口	083-963-4400
四国	徳島県	デジサポ徳島	088-603-0200
	香川県	デジサポ香川	087-883-5521
	愛媛県	デジサポ愛媛	089-903-0101
	高知県	デジサポ高知	088-813-0000
九州・沖縄	福岡県	デジサポ福岡	092-303-0101
	佐賀県	デジサポ佐賀	0952-43-1212
	長崎県	デジサポ長崎	095-804-5500
	熊本県	デジサポ熊本	096-300-8800
	大分県	デジサポ大分	097-515-8300
	宮崎県	デジサポ宮崎	0985-68-2211
	鹿児島県	デジサポ鹿児島	099-833-2020
	沖縄県	デジサポ沖縄	098-993-1002

※１　石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の一部（北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域）、胆振総合振興局及び日高振興局の地域

※２　空知総合振興局の一部（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町）、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局の地域

※３　十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の地域

※４　渡島総合振興局及び檜山振興局の地域

（別添２）

「デジサポ・法律家相談」連絡先一覧

電話番号は、以下のとおり。（受付時間：平日 9:00～21:00、土・日・祝日 9:00～18:00）

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
北海道	※１	デジサポ道央	011-271-4501
	※２	デジサポ道北	0166-24-5034
	※３	デジサポ道東	0154-99-0101
	※４	デジサポ道南	0138-38-0101
東北	青森県	デジサポ青森	017-722-6044
	岩手県	デジサポ岩手	019-653-1399
	宮城県	デジサポ宮城	022-745-1500
	秋田県	デジサポ秋田	018-803-1100
	山形県	デジサポ山形	023-606-1100
	福島県	デジサポ福島	024-522-4900
関東	茨城県	デジサポ茨城	029-224-0064
	栃木県	デジサポ栃木	028-635-7990
	群馬県	デジサポ群馬	027-253-0872
	埼玉県	デジサポ埼玉	048-824-0451
	千葉県	デジサポ千葉	043-201-1082
	東京都区部及び島部	デジサポ東京中央	03-3407-5360
	東京都多摩地区	デジサポ東京西	042-728-3022
	神奈川県	デジサポ神奈川	045-633-9570
	山梨県	デジサポ山梨	055-254-1701
信越	新潟県	デジサポ新潟	025-285-6226
	長野県	デジサポ長野	026-233-5501
北陸	富山県	デジサポ富山	076-403-0101
	石川県	デジサポ石川	076-225-7021
	福井県	デジサポ福井	0776-31-0101
東海	岐阜県	デジサポ岐阜	058-266-0285
	静岡県	デジサポ静岡	054-282-3559
	愛知県	デジサポ愛知	052-308-3930
	三重県	デジサポ三重	059-227-7271
近畿	滋賀県	デジサポ滋賀	077-503-0101
	京都府	デジサポ京都	075-212-9345
	大阪府	デジサポ大阪	06-6944-8879
	兵庫県	デジサポ兵庫	078-330-0101
	奈良県	デジサポ奈良	0742-90-2222
	和歌山県	デジサポ和歌山	073-426-2675
中国	鳥取県	デジサポ鳥取	0857-33-4800
	島根県	デジサポ島根	0852-31-0187
	岡山県	デジサポ岡山	086-899-6060

地域	都道府県	デジサポ	電話番号
	広島県	デジサポ広島	082-249-7451
	山口県	デジサポ山口	083-922-7076
四国	徳島県	デジサポ徳島	088-603-0200
	香川県	デジサポ香川	087-823-7833
	愛媛県	デジサポ愛媛	089-943-6011
	高知県	デジサポ高知	088-813-0000
九州・沖縄	福岡県	デジサポ福岡	092-526-3366
	佐賀県	デジサポ佐賀	0952-27-6610
	長崎県	デジサポ長崎	095-804-5500
	熊本県	デジサポ熊本	096-300-8800
	大分県	デジサポ大分	097-536-3121
	宮崎県	デジサポ宮崎	0985-31-1805
	鹿児島県	デジサポ鹿児島	099-833-2020
	沖縄県	デジサポ沖縄	098-993-1002

※１　石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の一部（北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域）、胆振総合振興局及び日高振興局の地域

※２　空知総合振興局の一部（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町）、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局の地域

※３　十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の地域

※４　渡島総合振興局及び檜山振興局の地域